

★ 婦人の自主的な活動でよい生活を!

—— このような例があります ——

家庭

道具のおきかた
棚のつり場所を
工夫したずけで
ゆきよく
なりました。
よていをたてて
計画的に仕事を
することによって
教養のじかんを
生みだしました。



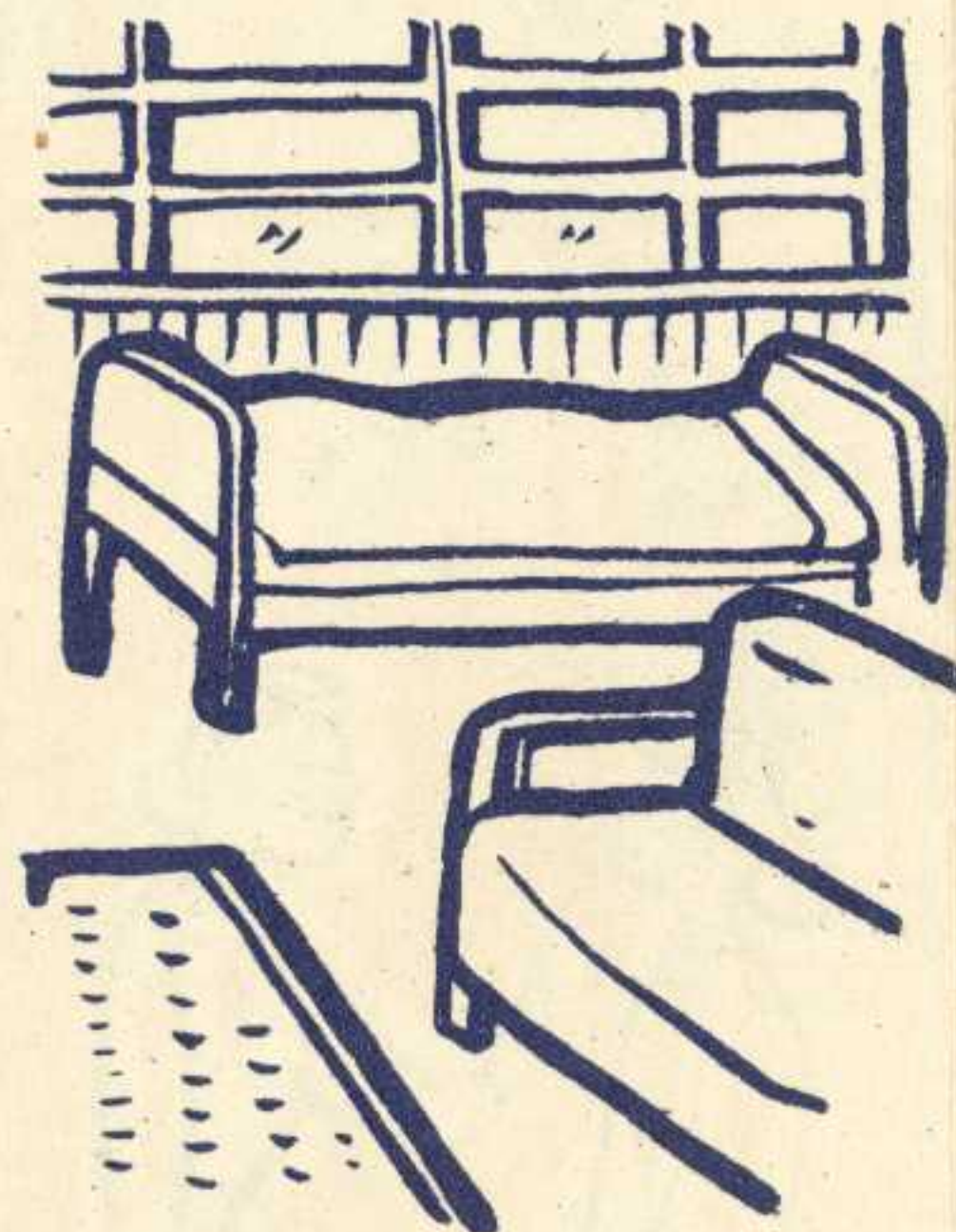
社会



社宅の主婦たちが 会社や町役場にゆきかけ
遊園地をつくりました 子供たちの世話も
出られる人が交代でしています。

職場

みんなの希望を
婦人部で話しあい
組合に提案して
会社側と
交渉した結果
休養室を
つくることにな
りました。



婦人週間とは

日本の婦人が、はじめて国会の議員を選挙したのは、昭和21年4月10日です。その選挙を通じて、婦人も男子とともに政治に参加できるようになりました。その4月10日から1週間を「婦人週間」として、婦人の地位をほんとうにたかめる運動を、労働省では、昭和24年から毎年行ってきた。今年はその第5回目とくに「婦人の自主性の確立」を目標としています。

婦人少年局のしごと

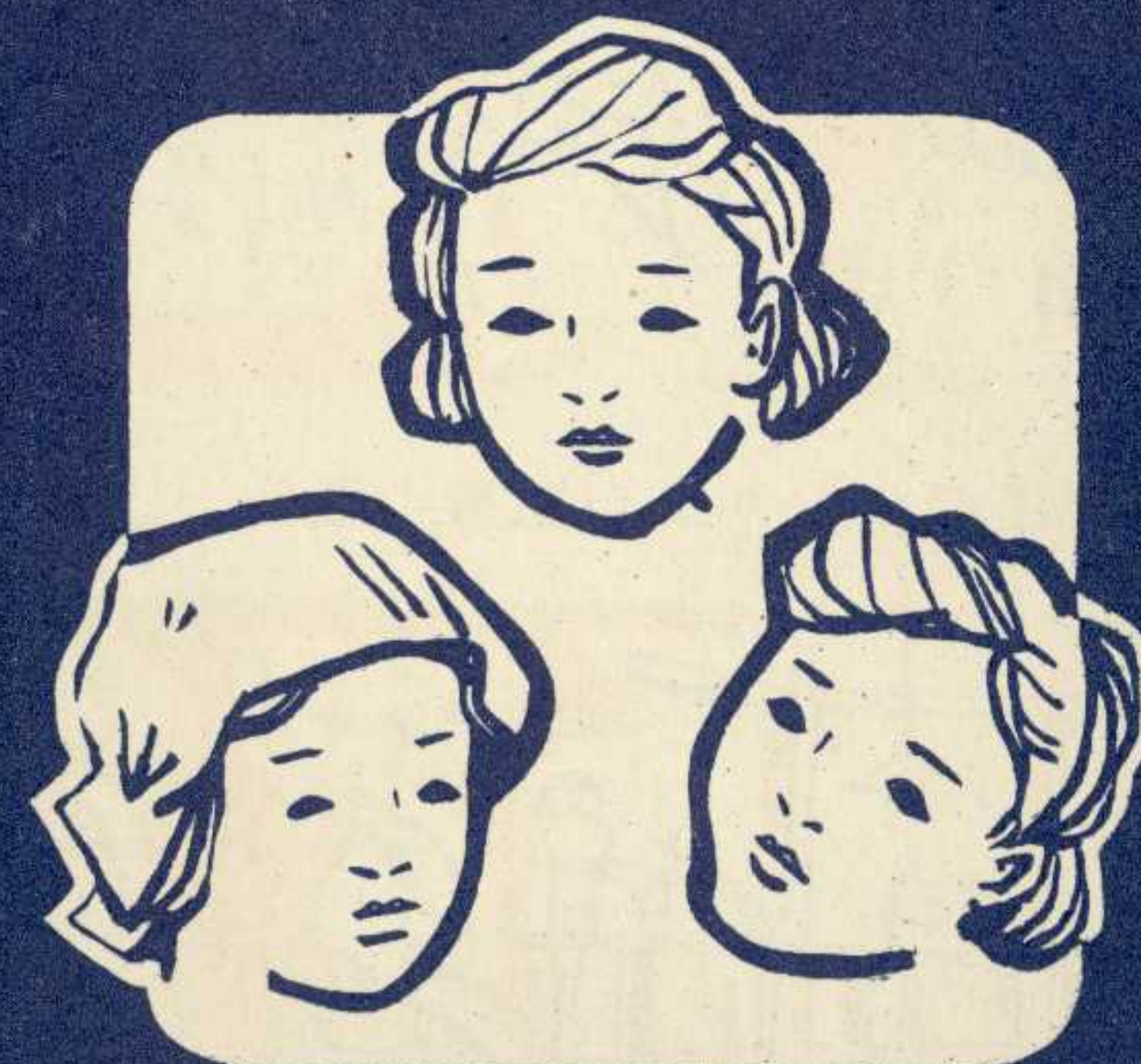
1. 働く婦人を保護し、その労働条件の向上をはかり、婦人の労働教育と、働く機会の拡大のためにはたらく。
2. 働く少女を、不適当な労働からまもり、職業指導や余暇生活の指導を行って、身心ともにすこやかな産業人、社会人となるようにはかる。
3. 国民の半数を占める婦人の地位の向上をはかり、また労働者家族問題をとりあつかう。

このリーフレットの増刷、転載を希望される方は
労働省婦人少年局又は各都道府県の婦人少年室に
御連絡下さい。

1953年3月 労働省婦人少年局

才五回

婦人週間



労働省婦人少年局

リーフレット No. 36

のばさず自分でも行動する

